



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第28号
2023. 8. 25

副業サポート契約を勧誘され 借金してしまった

事例

ネット広告で100万円稼げるとの広告を見つけ、事業者のSNSに登録した。事業者から電話で、「アフィリエイト（成果報酬型広告）の副業をサポートする。絶対もうかる」などと言われ、指示通りに消費者金融から100万円を借りて支払った。サポートされず、収益も増えないので返金してほしい。（20代 男性）



©KANAGAWA2013

- 一言アドバイス**
- 事業者からの電話勧誘により契約した場合は、「電話勧誘販売」に該当し、クーリング・オフできる可能性があります。
 - 借金をすぐに返せる保証はないほか、事業者と連絡が取れなくなり、トラブルの解決が困難になる可能性もあります。借金してまで契約することはやめましょう。
 - 「簡単に稼げる」などのうまい話はありません。SNSや広告を鵜呑みにしないようにしましょう。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

